

配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から控除する額について

平成30年12月26日付け30農畜機第5252号—3
一部改正 令和 3年 9月 2日付け 3農畜機第3006号
一部改正 令和 4年 9月 2日付け 4農畜機第3284号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオに規定する四半期の最終月以外に販売された交付対象牛に係る交付金として支払う額の交付に当たり、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から控除する理事長が別に定める額は、7千円とする。

附 則

この規程は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（令和3年9月2日付け3農畜機第3006号）

- 1 この規程の改正は、令和3年9月2日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和3年7月以降に販売された交付対象牛に係る交付金として支払う額の交付について適用する。

附 則（令和4年9月2日付け4農畜機第3284号）

- 1 この規程の改正は、令和4年9月2日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和4年7月以降に販売された交付対象牛に係る交付金として支払う額の交付について適用する。